

所 陵

ISSN-0913-1906

No. 32

関西大学博物館彙報
平成8年3月30日発行

[SENRYO・KANSAI UNIVERSITY MUSEUM REPORT]



鉢形縄文土器（国府遺跡出土）重要文化財

目 次

近世山陵図抄（II）	2
橘作次郎画「夕映」について	5
妙心寺聖澤院障壁画の調査—美術史研究における調査の意義—	6
澳門（MACAU）の媽閣廟と澳門海事博物館	8
『文化財保護提要』の活用—その3—	10
MADE IN OCCUPIED JAPAN—占領下日本の輸出商標—	12
平成6・7年度受贈図書	14
編集後記他	16

関西大学博物館

〒564 大阪府吹田市山手町3丁目3番35号

Tel 06-368-1171（直通）

FAX 06-388-9928

近世山陵図抄(II)

網 干 善 教

第32代崇峻天皇御陵として挙げる山陵図は現在の赤阪天王山古墳である。文中に「岩屋山、又並坂山」とあり、「倉橋村、忍坂村立合」と記している。

石室見取図では石室は石積を行い、縄掛突起を描く家形石棺が納められている。羨道入口にあたるには「穴口高二間(3.64m)、横三尺(0.91m)」とか羨道入口の天井石について「石高二尺八寸(0.85m)、横四尺(1.21m)」とあり、外形の規模については「山根廻八十九間(162m)」と記している。

そのほか「南、岩屋山より村まで十八丁」とある。この村は倉橋のことであろう。「北、岩屋山より村まで七町四拾間余」とある。この村は忍坂であろう。なお、当時は倉橋村は十市郡、忍坂村は城上郡であったことを記す。

崇峻天皇陵については『日本書紀』崇峻天皇5年11月癸卯朔乙巳(三日)条に「馬子宿弥、群臣を詐めて曰わく、今日、東国の調を進るといふ。乃ち、東漢直駒をして、天皇を弑せまつらしむ。是の日に、天皇を倉梯岡陵に葬りまつる。」とある。延喜諸陵式には「倉梯岡陵、倉梯宮御宇崇峻天皇。在大和国十市郡。無陵地并陵戸」とある。宮内所刊の『陵墓要覧』には奈良県桜井市大字倉橋字金福寺跡とある。

なお、この周辺には越塚古墳やムネサカ古墳などあるが、縄掛突起を有する石棺があるのは赤阪天王山古墳である。

この『大和国山陵図』の次の頁にも「崇峻天皇陵」を挙げている。この頁は右側に「字岩屋」とあり、「穴口三尺四方(0.92m)」「穴奥行七間一尺八寸(13.2m)奥廣シ、穴奥二石ノ唐櫃アリ」「唐櫃長四尺三寸(1.37m)、横二尺四寸(0.72m)、高三尺九寸(1.18m)」とある。これは間違いなく赤阪天王山古墳である。

さらに左側の頁に「字天皇屋舗」を図示している。この区割は「東西十五間(27.27m)」「南北十八間(32.72m)」の長方形で、石垣は「石高五尺(1.51m)ヨリ三尺(0.9m)マデ不同」とあり、南側中央に入口を設けている。また東側の石垣の中に五輪塔一基があり、「塔形石ニ切付

アリ、高一尺九寸(0.57m)、横六尺(0.18m)」と説明している。

南入口より入ってすぐ東側に「金福寺」と記し、建物を描いている。また中央に建物を描き「御陵上ノ本堂高棟迄一丈七尺二寸(5.21m)、一丈一尺四寸(3.33m)四方」とある。また「土台二間一尺八寸(4.18m)四方、高三尺三寸(1.0m)、堂地盤三間五尺五寸(8.36m)四方、高五寸(0.18m)」とある。

そしてその北側に建物を描き「藤堂和泉守米蔵」とあり、その西側に「此間二間六尺(5.45m)」の間隔をおいて「甲府中納言殿米蔵」とある。この場所が現在の崇峻陵であろう。

第35代舒明天皇は「字段ノ塚」と記されるものであり、現在宮内庁が治定する「桜井市大字忍阪字段ノ塚」に所在する「押坂内陵」である。

まず、陵墓図をみる。下の裾廻りに石列が描かれている。説明に「山根廻百三十六間(247.2m)」とあり、石列については「石敷五寸五几三四尺四方ニ見ユ」とある。これは現在も南側から東南側で確認できる裾廻りの石列である。かなりの巨石を用いている。

次に第1段目の斜面が「高二間半(4.54m)」である。その上にテラス状の平坦面がある。「平地二間半(4.54m)」と記す。さらに二段目の高さには「一丈三尺(3.93m)」とある。その斜面にも三個の名を描く。その上にテラス状平坦面「平地二間(3.63m)」とある。

三段目の斜面は「高二間九尺(6.36m)」とあり、ここに石が描かれ、「此名大小廿六」とある。ついでその上に「平地二間(3.64m)」がある。

これから上が最上段の墳丘となるが、この斜面の裾に二箇所の配石が描かれ、南の下面に近い方には「此石長三尺五寸(1.06m)、横二尺五寸(0.76m)」とあり、その東側の石については「此石一間半(2.73m)」と記している。これが先年宮内庁の調査によって確認されたものだろうか。

境頂部は「山頂上平十四間(4.24m)四方」とあり、墳頂は凹み、そこに「石」が見えている。

この石の計測値は「石、長八尺(2.42m)、横四尺(1.21m)」とあるからかなり大きな石である。一体何の部分の石なのかは不明である。

この古墳は八角形墳であることはほぼ間違いない。ただ、南側の急斜面に築造されているから段築については三段とも考えられるが、場合によっては「八角五成」であるかも知れない。いずれにしてもわが国で最初に築造された八角形墳であろう。若しそうだとすれば、中大兄皇子(天智天皇)の御父であることも、八角形墳の造営とかかわってくると考えられる。

なお、当時は「城上郡忍坂村」に所在し、「公料私領入交、知行五百石之内」であつたらしい。

第38代齋明天皇として挙げる山陵図は現在の橿原市鳥屋にある小谷古墳である。

描かれているのは墳丘と羨道入口・石室・石棺である。羨道入口は「五尺(1.51m)、六尺(1.82m)、七尺(2.12m)」とある。これは東側は五尺、西側は七尺、天井石六尺のようである。羨道入口のに入ったところに石があり、「四尺」と書かれている。

石室の高さは「二間二尺(4.24m)、一間三尺(2.72m)」長さは「二間半(4.54m)」であろう。安置する石棺は蓋石が「八尺一寸(2.45m)、三尺一寸(0.94m)」「アツサ八分(0.24m)」、棺身は長さ「七尺八寸(2.36m)」高さ「二尺六寸(0.79m)」の表記であろう。

石棺蓋石には縄掛突起、刳抜家形石棺で、すでに移動されて斜になっていることから間違いなく小谷古墳の石棺である。

「塚穴ヨリ越智ノ城跡、南二当テ二町許」「塚穴ヨリ村迄道法四町半」とある。この「村」は「此越智村」であろうか。左隅に「大和国高市郡鳥屋村、神保主膳知行、字五百廿七名七斗六升」とある。

第40代天武天皇として挙げられるは、恐らく高市郡明日香村野口にある天武・持統天皇合葬陵の桧前大内陵であろう。この山陵は鎌倉時代の文暦年間に盗掘され、その時の記録は「阿不幾乃山陵記」によって知られるが、それに合致するかどうか問題である。

まず、見出しに「高市郡野口村、植村右衛門佐領地 高百三十八石二斗」と挙げ、上部中央、やや左側に「野口村」「二町余」とあり、右下隅に「桧前村」とあるところへ「十町」とある位

置よりみれば現治定陵であろう。

陵は「山根廻九十五間(172.7m)」「垣廻五十八間(105.4m)」とある。そして墳頂に近いところに「此処崩候様見エ候」とある。

描かれた石室は載石造りの様相である。羨道入口には「石室口」とあり、その右側に二箇所数字が並んでいる。右側は恐らく高さであろう。「四尺五寸(1.36m)」とある。左側は羨道の長さであろうか。「七尺三寸五分(2.28m)」との表記がある。この数値は羨道の長さとみてよいと思う。

石室に相当するところを見ると、天井と思われるところに「二間二尺(4.24m)」側壁の高さと思われるところに「七尺九寸五分(2.41m)」その左側に「三尺八寸(1.15m)」とあるが、これは何であるか不詳である。石室と思われるところに縦書きに「一丈七尺五寸(5.3m)」とあるが、これは石室の高さではなく、玄室の奥行である可能性がある。図の左下隅に「一説、石室奥行二丈五尺四寸(7.69m)、横七尺八寸五分(2.38m)」とある。

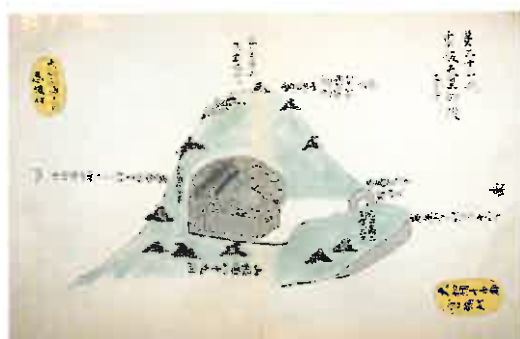
ところで、大字野口周辺には菖蒲池古墳や鬼の雪隠・俎があるが、菖蒲池古墳には家形石棺二基があり、鬼の雪隠・俎の構造とは異なるから結局この絵は現天武・持統陵であろう。そうすると現陵の内部を描写した絵図としては珍しいものであろう。但し左下隅に「一説」とあるから、現地での実写ではなく見聞の可能性があり、そのあたりに信憑性の問題もある。

なお、この図では「御陵山、字墓山」といっている。

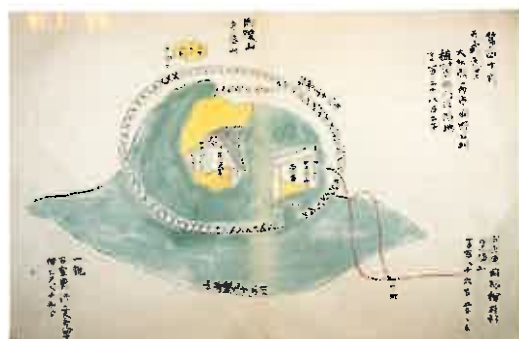
第42代文武天皇として描かれているのは高松塚古墳である。絵図にも「御陵山、字高松塚」とある。

墳丘は「高二間一尺(3.94m)」とあり、墳頂は「山頂上平二間半(4.54m)四方」とあり、高松塚の由来である松の樹が描かれている。「御陵ヨリ村迄五町」とあり、その右側に「平田村」とある。そして右下隅に桧前村の石高、左下隅に平田村の石高が記されている。

昭和47年3月、高松塚石槨内で壁画の描かれているのを確認した。その時から注目されたのは高松塚の絵図であるが、殆んどが高松塚を文武陵に比定している。但し発掘調査の結果、出土した人骨は火葬骨でなく埋葬されたものであ



崇峻陵として描かれた赤阪天王山古陵



天武陵として描かれた現陵



崇峻陵のある天皇舗



文武陵として描かれた高松塚



舒明陵として描かれた段の塚（現陵）



齊明陵として描かれた小谷古墳

ることが明確になり、『続日本紀』文武天皇が慶雲4年(707)6月15日崩御、飛鳥岡で火葬、松前安古岡山陵に葬ったとする、火化大葬の記事とは矛盾する。こうしたことから高松塚イコール文武陵の比定はできず、中尾山古墳が八角形墳で火葬墓であることが間違いないことから、有力になっている。現陵は高松塚の南にある。

第43代元明天皇と挙げる山陵は現在橿原市石川町にある宮内庁治定の孝元天皇陵である。「御陵山、字中山塚」といい、丘陵端に山形のものが二基あるが、そのうち東側にある「高一丈(3.03m)」の高まりを陵墓としている。この丘陵をとり囲む池は俗に「剣池」と呼び、『皇極紀』3年6月条にみえる一茎二蔓の伝承をもつ池である。

『今昔物語集』に「元明天皇の松前陵」とあったり、ここでは現孝元陵を元明陵としているなど、元明陵について何らかの誤った伝承があったかも知れない。

橘作次郎画「夕映」について



橘作次郎画「夕映」

この作品は昭和9年第15回帝展の入選作品で、昭和12年校友南莞爾氏より本学へ寄贈されていた資料です。博物館の壁面のスペースが確保できたので、法人より借用し博物館受付の壁面へととりつけ展示しております。

作者「橘作次郎」氏は明治35年（1902）大阪天下茶屋に生まれ、大阪美術学校修了後旺玄社評議員として活躍され、記録では昭和2年（第8回帝展）4年（第10回帝展）5年（第11回帝展）8年（第14回帝展）9年（第15回帝展）に入選されている、と問合せをした兵庫県立近代美術館学芸員平井章一氏よりお知らせを受けた。また「旺玄社」について、問合せをしたところ、現在は「旺玄会」として引続き活動をしており、旺玄会常任委員野老山作太郎氏より懇切なご返事をいただいた。それによると、旺玄社の創立は昭和8年で橘氏は委員として活躍されており、昭和19年静岡県田方郡三津浜に住まっていた。その後の消息はわからない。そして大阪美術学校同窓生に野沢寛氏（奈良県大和高田市北片塩町8-9在住）がおられるので訪問されて

はどうですかと返事をいただいた。

そこで野沢寛画伯のご都合を聞き早速訪問し、大阪美術学校創立経過、また橘作次郎画「夕映」についてお聞きした。野沢画伯は明治41年のお生れだそうで、今年90才になられたと話されたが、矍鑠とされており、眼鏡をかけておられ、大家の風格が感じられた。大阪美術学校は画家矢野橋村・斎藤与里氏により大正13年に大阪市阿部野悲出院町のお寺の跡に創立され、後に大阪府枚方市五殿山へ新築に移った。入学当時橘氏は既に画家として一派を組織しておられ、学校へはその団体として入学されたと思うなど当時を回想して下さい。野澤画伯が終戦で戦地より引上げ、橘氏の消息を聞くと死亡したと噂にききました、戦火で亡くなられたか、戦死か、あるいは病死されたのかわからない。とのことであった。時間的な余裕もなかったので充分なお話しが聞けなかったが、この「夕映」の資料と作者橘作次郎氏の人物について今後時間の許す限り調査していきたい。【角田芳昭】

妙心寺聖澤院障壁画の調査

——美術史研究における調査の意義——

中 谷 伸 生

平成7年(1995)から平成8年(1996)にかけて、臨済宗妙心寺派大本山妙心寺の山内にある聖澤院の建築及び障壁画を調査した。調査は、本学工学部建築学科の永井規男教授(建築史)を中心に、文学部山岡泰造教授(美術史)及び筆者(美術史)の3名、加えて学生数名が助手として参加した。山岡教授と筆者は、壁貼付絵や襖絵の調査を担当した。聖澤院の障壁画を制作した画家は、客殿が片山尚景、書院一之間及び二之間が狩野栄川院典信、書院三之間が富岡鐵齊である。加えて、庫裏の二部屋にも三井飯山の障壁画が遺存している。これらすべての障壁画は、未紹介のもので、美術史的な価値はすこぶる高く、これまで調査研究がなされていないことが不思議なぐらいである。

さて、片山尚景(寛永5年—享保2年)については、かつて日本美術史家の土井次義氏が調査研究を行い、若干の論文を発表したのみで、以後今日に至るまで、論文はもとより、資料紹介なども皆無であって、尚景はほとんど忘れられた画家だといってよい。長崎の平戸藩の御用絵師であった尚景は、京都と長崎を往復しながら、数多くの絵画を制作した。元禄15年(1702)制作の聖澤院の壁貼付絵と襖絵だけでも、計86面に及ぶ膨大な作品量であり、妙心寺山内はもとより、京都の他の寺院の襖絵だけでも、相当数を制作したものと推測される。尚景と同時代の江戸の絵画との影響関係なども、今後の研究課題であるが、残念ながら、今のところ関心を抱く美術史家はまったくいない。要するに、尚景の作品群は、日本美術史の欠落部品のひとつだということになる。

また、木挽町狩野家六代の狩野栄川院典信(享保15—寛政2)の場合も、よく似た状況で、これまで片々たる小品のみが紹介されているのみで、その評価もいささか低く、形骸化した江戸狩野の末裔ぐらいいにしか評価されていないのが現状である。各時代のかかなりマイナーな画家名ですら掲載されている各種百科辞典をひもといても、典信の名前は出てこない。ところが、宝

暦12年(1762)から安永8年(1779)の期間に制作されたと推定される聖澤院書院の典信の障壁画計23面を見ると、いずれも堂々とした大作で、江戸絵画史の重要な一側面を飾るにふさわしい秀抜な作品であることが判明する。近年の江戸絵画史の研究は、かなりマイナーな画家の作品まで研究が進展し、もうこれ以上、研究が細分化するのは弊害ばかりで問題である、と日本美術史家が声高に主張し始めた昨今であるが、京都の各地を調査するだけでも、まだまだ重要な作品が見出され、研究細分化の問題も、多くの未調査の作品の存在を考えると、いささか戸惑いを覚える状況にある。研究者の多くが、重要な作品が数多く遺存する京都ではなく、東京に集中するようになった弊害の現れであろうか。つまり従来の江戸絵画史の評価の基準は、江戸狩野の再評価を踏まえて、かなり修正の必要があるということになる。

加えて、書院三之間(通称「鐵齊之間」)の富岡鐵齊(天保7年—大正13)の障壁画もまた圧巻である。近代の日本画家としては、とりわけ詳細な年譜を採り上げて、鐵齊ほど研究が進んでいる画家は稀である。多作家の鐵齊については、今なお小品は次々に見出されるが、代表作というべき作品は、もう発見されることはない、と考えられてきた。しかし、今回調査がなされた鐵齊の障壁画「岩栖谷飲図」(計9面)は、鐵齊の生涯にわたる作品群の中でも、代表作の名にふさわしい大作である。書院三之間の北隣にある庫裏の二部屋に、日本南画協会の設立会員であった讃岐出身の三井飯山(明治15年頃—昭和16年)の障壁画が遺存しており、飯山の作品には、明治35年(1902)の款記が記されていることから、鐵齊の「岩栖谷飲図」も、その頃に描かれたものと推測される。明治29年(1896)結成の日本南画協会との関連からいっても、これらの作品は重要である。飯山については、これまた研究はほとんど無く、いわば無名の南画家という位置づけであるが、「南画」という用語が何時生まれたのかという問題と絡ん

で、近代南画史の流れを正確に把握するためには、この忘れられた南画家の年記の入った作品資料は貴重となろう。

いうまでもなく、美術史学の実証性とは、新資料の紹介を含めた独創的な見解の発表にある。作品であれ古文献であれ、新資料の発見が減少するにつれて、実証性は希薄になり、美術史学は観念的な学問となる。いわゆる解釈の名のもとに、実証性を欠いた論文が頻出することは美術史学の危機に繋がる。このことは、何も日本美術史に限らず、日本人による西洋美術史研究においても同様であって、近年の若い世代の研究者たちが、困難を自覚しながらも、世界の美術史家と競いあうレベルの研究でなければ研究する意義がない、と主張し始めているのも、国際化が進む中での新しい潮流のひとつであり、このことはヨーロッパの学問の紹介に明け暮れた近代の日本の学問が、大きな転換期を迎えたことの証左であろう。たとえば、日本における西洋美術史の場合、「実証性」を掲げた美術史研究の大半が、啓蒙的であるとともに、本質的に実証的ではなかったというわけだから、事態は深刻である。もっとも、日本美術史研究においても常に同様の危険性があることはいうまでもない。その意味でも、未紹介の作品調査は、美術史研究の基礎的作業であるとともに、学問を活性化させるための必要不可欠の作業であることは、ここで繰り返し述べる必要もなからう。



三井飯山「墨竹図」(明治35年)



富国鐵齋「岩栖谷飲図」(明治35年頃)

澳門 (MACAU) の媽閣廟と澳門海事博物館

松 浦 章

1

澳門 (マカオ) は地理的には中国大陸の広東省の中山市、珠海市の南に位置する面積16平方kmで、一般に澳門と呼称している中国大陸に連なる半島部と、それにタイパオ島とコロアネ島からなるポルトガルの統治領である。

明の嘉靖年間に明朝から海賊討伐の功績によって居住権を得たとされ、16世紀、17世紀のポルトガルの海洋発展時期にはインドのゴア、アレーシアのマラッカと並んで、ポルトガルのアジア貿易の重要な基地であったのである。日本人からも天川 (あまかわ) の名で知られていた。そのマカオにある媽閣廟と海事博物館を若干紹介したい。

2

澳門へは普通、香港から行くのが便利である。香港・香港島の地下鉄の上環 (SHENG WAN) 駅からジェットフォイル等の船舶で約1時間程で行ける。香港の地下鉄に乗車して、上環駅で下車して、〈澳門碼頭〉の表示に従って進めば、船舶の乗船口に行ける。先ず、旅行予定によって、乗船する船舶の往復の切符を買い、出国の手続きを済ませ、乗船すれば、約1時間で澳門の〈港澳碼頭〉に到着する。碼頭の案内所で希望の目的地へ行くバスの番号を聞き、乗合バスで観光するのも、比較的小さい地であるが故の便利さがある。古い町並みも澳門の歴史を知るのに興味深い光景である。〈港澳碼頭〉からバスで20分程で、澳門の南端に近い媽閣廟に到着する。その前に海事博物館もある。

媽閣廟 (A-MA MIU) (写真1) は世界の人々から知られた澳門の名勝の一つである。媽閣廟が建造された記録としては、明の弘治元年 (1488) とされ、500年以上の歴史がある。媽閣廟はポルトガル人が澳門に居住する以前からあったようで、中国の商船が遭難して澳門の近海で急に女神を見て助かり、そこで廟を立てて娘媽を祭ったとされる。娘媽は福建語で天妃・天后のことである。中国の航海の女神である媽祖・天妃・天后を祭っているのである。媽閣廟

内の洋船石に刻された中国帆船を見たくて澳門を訪れたのであるが、同廟内には二つの洋船石に刻された中国帆船 (写真2、3) がある。いずれの船も「利涉大川」の四字のある旗を掲げ



澳門・媽閣廟



媽閣廟・洋船石



媽閣廟・洋船石

ている。これは〈神異〉の兆しを表しているといわれている。

3

澳門海事博物館 (MUSEU MARITIMO DE MACAU) (写真4)は媽閣廟とは道路を挟んで



澳門海事博物館

向かい側にあつて水曜日が休館日で、その他は午前10時から午後5時30分まで開館している。入場料は大人5 patacas (パタカ)である。パタカはほぼ香港ドルと対価であるので、香港ドルで支払うことができる。5パタカは約70円であるから、比較的安価である。澳門海事博物館は、媽閣廟やポルトガルが澳門に居住権を得て以来の歴史を視覚教材を使って分かり易く展示している。その他に展示品で多いのが中国帆船のモデルシップである。漁船や商船などの模型が多く展示している。最近、新館が出来た福建省の泉州にある海交史博物館にも多くの中国帆船のモデルシップが展示されているが、澳門海事博物館の展示数は同等に多い。

4

日本人の観光客は有名なマカオのシンボリックな天主堂である〈聖ポール天主堂跡〉(写真5)や政府公認のカジノやドッグレース等のギャン



聖ポール天主堂跡

ブルを楽しむために訪れることが多いようであるが、澳門の歴史に興味ある人にとって媽閣廟や澳門海事博物館の参観は興味が尽きないであろう。旅行社のツアーによらなくても簡単に香港からの日帰り旅行の一人旅ができ、しかも東洋と西洋の文化が交差する澳門の一端を見物する事は楽しい。

〔参考文献〕

MACAU MARITIME MUSEUM,
MACAU GOVERNMENT TOURIST
OFFICE.

Anders Ljungstedt, An Historical Sketch of the Portuguese Settlements in China and of the Roman Catholic Church and Mission in China & Description of the City of Canton, 1836, 1992.

李鵬翥著『澳門古今』三聯書店(香港)・澳門星光出版社、1986年11月。

黃鴻釗著『澳門史』商務印書館香港分館、1987年10月。

黃文寬著『澳門史鈎沈』澳門星光出版社、1987年12月。

繆鴻基著『澳門』中山大學出版社、1988年5月。

元邦建・袁桂秀編著『澳門史略』香港・中流出版社、1988年7月。

費成康著『澳門四百年』上海人民出版社、1988年9月。

郭永亮著『澳門香港之早期關係』台灣・中央研究院近代史研究所史料叢刊9、1990年2月。

黃鴻釗著『澳門史綱要』福建人民出版社、1991年2月。

鄧開頌・黃啓臣著『澳門港史資料匯編』廣東人民出版社、1991年6月。

『文化財保護提要』の活用 ― その3 ―

角 田 芳 昭

『文化財保護提要』は昭和25年5月30日法律第214号にて制定された「文化財保護法」にはじまり近時は「ユネスコ勧告文」が入り、そして時代の変化とともに諸々の法律が制定されてきた。加除式書籍で追録が徐々に増加し現在1500ページの大冊となっている。そして近時は「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」(平成6・7・15文化財保護企画特別委員会)の審議経過報告が追加収録されている。今回はこれについて考えてみたい。

昭和25年制定された「文化財保護法」により、文化財は保護され、この法律は大きな貢献をなし、また社会的状況の変化により改正、追加が行なわれてきた。しかし近時急速な社会的変化が起り、文化財保護施策についても様々な改善が必要となってきた。これはそのための報告である。経済のソフト化やサービス化等の急速な進展に伴う産業構造、就業構造の大きな変化、これまで我が国が経験したことのない社会の成熟化、情報化、国際化など、新たな歴史的な転換期を迎え、国民の意識や文化的な活動への関心も大きく変わりつつある。また今日では、「地方の時代」「文化の時代」と呼ばれるように、地域住民の文化的な欲求の増大や多様化の動きを反映して、地域文化の行政の役割も大きくなっている。また世界的にも自国及び他国の伝統文化や文化遺産を尊重する趨勢となっており、各国においてもこれらを保護するための施策、改善がさげられている。そこで文化財保護審議会の下に特別委員会が設置され、この報告がなされた。

1、社会の変化と新しい課題について

急激な経済成長等により国土開発、生活様式の変化、などにより埋蔵文化財、歴史的建造物などが損壊、科学技術の進展に伴い、産業機械や製品が廃棄、消滅の危機にある。

2、文化活動の活発化

経済的な発展による生活水準の向上と余暇時間の拡大などに支えられて、心の豊かさ、生活

に潤いを求める動きが活発になり、文化に対する志向が強まっている。歴史的建造物、名勝、遺跡、伝統的芸能、風俗などに目が向けられており、「まちづくり」「村おこし」に活用されている。

3、文化財に関する国際交流・協力の増大

経済的発展を背景に、国際社会における役割が増大し、世界の人々が日本の歴史や文化に対し強い関心を寄せるようになり、またわが国が保持している文化財の保存・修理技術の協力に期待されている。

4、文化財保護施策に関する改善の視点

①文化財の種類・範囲の再検討及び保護措置の多様化とともに、②地域における文化財の活用の促進、そして③文化財の国際交流・協力の積極的な推進が必要である。

次に「文化財保護の対象・保護措置の拡大について」と題し、①幅広い文化財の保護の要請への対応、②文化財の総合的な把握と保護、③文化財保護制度の多様化と充実が必要であるとしている。この中で「埋蔵文化財制度の充実」が必要であるとし、現状、対応が記されている。「埋蔵文化財発掘調査担当専門職員」において地方公共団体における発掘調査体制の充実を図るため、発掘調査担当専門職員の資質及び地位の向上を図るとともに、大学等における教育研究、各種研修の充実などを図る必要があると提言している。今後大学においても専門の発掘調査担当の学生を積極的に養成する為の措置を考える必要があるのではなからうか。例えば学部・大学院において「考古学専攻」の講座を設置するなどし、国の対応に協力していくことが、本学発展の一助になるのではなからうか。

5、文化財の保存伝承基盤の充実について

ここでは①文化財に関する学習活動等の充実が提言されており、伝統ある貴重な文化財を守り後世に伝えていくためには、国民一人一人が文化財の意義を正しく理解し、伝統文化について誇りを持つとともに、大切にしていくことが

重要である。国民が生涯学習や社会的活動の場において、文化財に親しみ、伝統文化への理解を深めていく機会の拡充が求められる。これには学校教育・社会教育のはたす役割が重要である。また②後継者等人材の確保が必要であり、ア、伝統芸能・工芸技術の指定・養成の充実・確保、イ、無形の民俗文化財の紹介と伝承活動の活性化が必要である。そして文化財修理技術者、技能者の確保・養成をはかる必要がある。「修理技術者」は高度な専門的知識と経験が重要であり、それに対して経済的・社会的に不安定で、また身分の保障がない。「文化財保存修理士」(仮称)などのような名称で国家試験の後、資格制度を与え、後継者の確保を図るとともに、社会的地位を確立することが必要であるとする。またこの文化財の修理・修復の資材についても、その確保、育成、開発の推進が急がれる。結局文化財を学問的に研究していく「文化財学」の振興が必要である。文化財の保存・活用にあたっては、文化財の特質の解明、科学的手法による文化財の保存方法の開発が不可欠で、人文科学、理工学、農学等自然科学的研究上からも総合的に調査研究していく必要がある。

学際的、複合領域的な研究分野として「文化財学」(仮称)なる学問を起すことも必要と提言している。そこで「文化財学」の振興と確立のために「大学等における文化財学関連の教育研究の充実」を期待すると報告している。すなわち、文化財学の振興のためには、大学院を含め、大学等における文化財学関連の教育研究の充実を図ることが必要である。そのためには、まず文化財学の基礎となる既存の関連分野の教育研究体制の充実強化を図るとともに、文化財の範囲の拡大等に対応し、それら諸分野を総合した文化財学関係の教育研究体制の今後の充実が期待されるとし、文化財学の振興を図っていくためには、広く大学、研究所、博物館その他の関連機関とのネットワーク化を推進していくことが適当であり、このための組織体制の在り方について検討していくことが必要であると報告している。某大学においては既に「文化財学科」の名称のもとに学生募集を行ない、また「文化財科学」について講義が行なわれている。関西大学の博物館実習においても「文化財保存科学」についての講義が行なわれている。

「文化財保存科学」及び「文化財発掘調査研究所」として前者は国立の「東京国立文化財研究所」私立の「元興寺文化財研究所」などと、後者は「奈良国立文化財研究所」の施設がある。博物館施設においても保存科学担当学芸員が1名以上配属されているのが望ましいが、現実においては皆無に等しく、東京国立博物館に1名、国立西洋美術館に1名、国立歴史民俗博物館に4名、国立民族学博物館に2名などが配属されている。また県立博物館クラスには北海道開拓記念館、岩手県立博物館、福島県立博物館、東北歴史資料館、プリジストン美術館、名古屋市立美術館、長野県歴史館、徳島県立博物館などに担当者おり数える程度である。今後においては保存科学に関する担当学芸員が必要となってくると考える。1例をあげると博物館における「ガス燻蒸」の知識である。資料保管は材質の劣化を促進する要因を排除することであり、繊維、木材、紙、金属、土類を温度、湿度、紫外線、放射線、虫、カビ等から害を防ぐ手段である。諸々の資料の材質と劣化の原因となる害虫・微生物の知識が必要となり、ガス燻蒸に適しているものか、どうかの判断が必要となる。ここに文化財に関する科学的知識が必要となってくる。現在この方面についての図書が極少で、比較的まとまったものでは『美術工芸品の保存と保管』(田辺三郎助・登石健三編・フジ・テクノシステム発行)がある。美術工芸品の材料と構造、取扱い方法、劣化原因と対策、修理、展示、収納と科学、環境科学と対策、移動と輸送、収蔵・展示の事例紹介、資料編(保存処理他)など9章に分けそれぞれの専門家が執筆されている。また巻末に多数の引用参考文献が記されており非常に有用である。博物館・美術館には必設の一書である。また学芸員の必読の書であるのでここに紹介した次第である。

古墳出土の馬具、剣の科学調査、金、銀、玉などのコンピューター画像解析の研究などについて講義を受けている。今後も充実させていき、実技等も実習授業に繰り入れていくことが検討されている。「文化財学」の確立が一日も早く到来することを望むものである。[未完]

MADE IN OCCUPIED JAPAN

— 占領下日本の輸出商標 —

山口 卓也

1 太平洋戦争は、1945年8月15日に、日本の敗戦として終わった。以後速やかに米軍の占領駐留が行われ、GHQによる日本への様々な占領政策が実行されることとなった。1950年9月8日に日本国の主権が回復されるまで、旧軍解体・戦犯の逮捕・訴追、財閥の解体など、様々な施策が行われた。

占領期の日本は、既に経済的に破綻しており、また当時日本は対外主権喪失していたので、GHQの指導によって、僅かながら占領政策的に輸出が行われ、外貨の獲得が目指されていた。繊維製品の輸出とGHQの施策の一端を、はっきりと示す数十葉の印刷物がある。

資料は、敗戦後しばらく商業広告の仕事がされていた奈良県在住の斎藤洋氏所蔵のものである。斎藤氏は、当時大阪に本社があった東洋綿花株式会社（現トーメン）や在阪繊維会社数社、総合商社などが、GHQの指示により海外輸出を行うにあたり、商品に付ける商標（ラベル）の作成を行われたことがある。斎藤氏の説明によると、資料は、綿布などの反物を輸出する際の、海外向け商標として作成されたものである。敗戦後、日本の繊維産業がGHQの指示により再編され、占領政策として輸出を再開してから、1950年頃までの占領期のものがある。

2 3例を図示する。縮尺は約65%である。

第1は、赤いリボンをした女性の図である。金髪または栗色の髪、青色の目の色である。表面は、光沢を与えるためにニス进行全面に薄く塗布している。下部には、左に太ゴチで TOYO MENKAKAISYA LTD とあり、東洋綿花株式会社の商標であることを示している。中には小さく MADE IN OCCUPIED JAPAN とあり、占領下日本の製品であることを示している。右には REGISTERED No. 163371 とある。

第2は、二頭の獅子が鶏のとまった紋章を持っている図である。表面は、光沢を与えるためにニスを薄く全面に塗布している。紋章には商標の表示として SALAY S. T. R. MOHAMED

& CO. とある。商標の上下左右側縁にも文字が配置され、左側縁には、MADE IN OCCUPIED JAPAN. とあり、占領下日本の製品であることを示している。側縁上には S. T. R. SALAY MOHAMED & CO. とあり、日本企業の商標ではないことから、相手先ブランド名によるいわゆる O. E. M 生産品であることが知れる。側縁下には KARACHI, PAKISTAN とあり、パキスタンのカラチの企業ブランドである。側縁右には FOR BEST QUALITY & DURABILITY とあり、高品質・耐久性を誇っている。

第3は、受話器分離型電話の受話器を左耳に当て、本体送話器を口の前に持ち上げているオレンジ色の服を着た女性の図である。金髪または栗色の髪の色、青い目の色である。下左には REGISTERED TRADE MARK とあり、下右には、MADE IN OCCUPIED JAPAN とあって、占領下の日本の製品であることを示してい



第1図



第2図

るが、企業名などの明示はない。GHQ 主体で、国内企業からの買い上げを貿易省が代行した初期の輸出品か、O. E. M 用の製品かのいずれかであろう。

3 商標には、東洋綿花株式会社 (TOYO MENKA KAISHA) などの日本企業名が明記されているもの、海外の企業名を記してあるもの、企業名の明示されないもの、の三者がある。また、占領下の日本の生産品であることを示す MADE IN OCCUPIED JAPAN よりも、ただの MADE IN JAPAN が多く認められる。個々の商標がどの時期にどこの依頼によって作成されたか、必ずしも定かではないので、輸出の推移を正確に辿ることはできない。しかし、これら商標の作られた時期が占領期であることは間違いないので、予想外に多様な輸出形態があったことが知れる。また同時に、少なくとも占領期後半には、GHQ が必ずしも OCCUPIED の明示に拘らなかったのではと思われる事例であろう。

日本の企業名として、多く認められたのは、東洋綿花株式会社であった。東洋綿花

は三井系の会社で、大阪に本社があったことから、商標が残されたのであろう。東洋綿花は、戦前すでに海外展開の顕著な繊維商社であり、相手先ブランド生産品のパキスタンのカラチ等といった宛先は、戦後における東洋綿花の支店の存在した場所とほぼ一致している点は、興味深い。

GHQ による民間貿易の制限は、1947年8月に部分解除され、1948年8月には民間企業が直接第3国の業者を相手に貿易の当事者として契約できるようになった。1949年には、GHQ が国の機関を通じて行う輸出よりも民間貿易が上回り、同年8月には全面解禁となっている。敗戦後の日本経済復興は、繊維産業の輸出力回復と合わせて連動してあったことは、銘記されねばならないだろう。

これら商標は、商業アートとしても大変興味深いものである。機会を改めて検討してみたい。



第3図

平成 6 年度 受贈図書・彙報

寄 贈 者	書 名
奈良県立民俗博物館 河内 國平（奈良県東吉野村平野） 和歌山市立博物館 和歌山市立博物館 和歌山県立近代美術館 鳥取県立博物館 島根県立八雲立つ風土記の丘 岡山県立吉備路郷土館 岡山県立美術館 広島県立歴史博物館	博物館だより VOL.XXNa1-1・XXNa3-3 図説 日本刀用語辞典 研究紀要 9・平成 5 年度館報No9・'94夏季企画展 世界図の中の和歌山 江戸時代の動植物図鑑—紀州の本草学を中心に—（'94特別展） 大正のまなざし—若き保田龍門とその時代— 郷土と博物館第39巻第 1 号・第39巻第 2 号・島根県立博物館年報平成 5 年度 古代の島根と南九州・「八雲立つ風土記の丘」Na126~130 郷土館だより17号 岡山県立美術館年報 平成 5 年度・美術館ニュースNa24~28 福山藩の教育と文化—江戸時代後期を中心に、日本琴始め福山琴への流れ—、 日本のなかのアジア文化—漢字・南画・仏像—（開館 5 周年記念秋の特別企画・ 新収蔵資料展（開館 5 周年記念）展示図録第12冊、古代オリエントからのメッ セージ 暮らしの考古学展・歴史博物館ニュース第18~21号 年報第15号（1993）、ひろしまの縄文土器、古墳と大陸文化（アジア競技大会開 催・開館15周年記念特別企画展）、歴風ニュース第 7・8 合併~10号 広島県立美術館研究紀要第 1 号・平成 3~5 年度 広島県立美術館年報 会報第19号 徳島県立博物館研究報告 第 4 号 松山市埋蔵文化財調査年報VI 季刊子規博だより VOL.13-4・14-2 石人・石馬—里帰り展— 研究論集19・年報平成 5 年度 福岡市博物館研究紀要第 4 号・年報第 2 号（1994） 平成 3 年度収蔵収蔵品目録 9・博物館だより「Facata」Na12~15 年報第24号、調査研究書第17集、調査研究書第18集 博物館・美術館報第106~108号 博物館だよりNa37・39号 博物館だより「森の通信」第19~21号 沖縄県立博物館紀要第20号・沖縄県立博物館年報No27 治齋印存・湖北出土戰國秦漢漆器 LACQUERWARE 關氏所藏中國古玉 CHINESE ARCHAIC JADES SMITHSONIAN INSTITUTION PRESS SMITHSONIAN CONTRIBUTIONS TO ANTHROPOLOGY・Na38
広島県立歴史民俗資料館 広島県立美術館 山口県博物館協会 徳島県立博物館 徳島県立生涯学習振興財団埋蔵文化財センター 松山市立子規記念博物館 岩戸山歴史資料館 九州歴史資料館 福岡市博物館 佐賀県立博物館・佐賀県立美術館 別府大学付属博物館 宮崎県総合博物館 沖縄県立博物館 香港中文大學文物館	
SMITHSONIAN INSTITUTION PRESS	

平成 7 年度 受贈図書

寄 贈 者	書 名
斜里町立知床博物館 北海道大学 北上市博物館 東北学院大学 秋田県立博物館 秋田大学鉱山学部鉱業博物館後援会 茨城県立歴史館 上高津貝塚ふるさと歴史の広場 ひたちなか市埋蔵文化財調査センター ひたちなか市文化・スポーツ振興公社	斜里岳の自然（郷土学習シリーズ第15集）・磯の生物（郷土学習シリーズ第16 集）、博物館ひろばNo55・56 北大構内の遺跡10「平成 3・4・5・6 年度」 北上市博物館研究報告第10号、きたかみ民俗散歩—森口多里とともに（北上川 流域の自然と文化シリーズ15）、和賀一族の興亡前編（北上川流域の自然と文化 シリーズ16）、博物館だよりNa16 博物館学芸員課程報17 館報（平成 6 年度）、秋田県立博物館研究報告第20号、地球を見つめる小さな眼 —昆虫たちの世界—、博物館ニュースNo99・100 鉱業博物館第27号（リフレッシュオープン記念） 茨城県立歴史館報第22号、音の考古学—音具と鳴器の世界—、歴史館だより No64・66 霞ヶ浦一人と神と水と湖のくらし—、縄文土器の一生—縄文人の技術を探る— ひたちなか市埋蔵文化財調査センター年報第 1 号、ひたちなか埋文だより第 3 号 フィールドノート Vol.7

笠懸野 岩宿文化資料館

群馬県立歴史博物館

群馬県立近代美術館

埼玉県立さきたま資料館

埼玉県立博物館

越後山記念館

川村学園女子大学

千葉県立中央博物館

江戸東京たてもの園

江戸東京博物館

NHK 放送博物館

お茶の水女子大学学芸員課程

俳藝術出版社

國學院大學博物館学研究室

国際基督教大学博物館湯浅八郎記念館

国立西洋美術館

古代オリエント博物館

実践女子大学博物館学課程

勲品川文化振興事業団 ○美術館

上智大学史学会

白梅学園短期大学

大正大学出版部

玉川学園教育博物館

嵯峨丹青研究所

跡中近東文化センター

帝京大学文学部

東京国立博物館

東京農業大学農業資料室

八王子市郷土資料館

八王子市教育委員会

美術館教育研究会

文化学園服飾博物館

武蔵大学学芸課程

明治大学学芸員養成課程

明治大学刑事博物館

明治大学考古学博物館

明治大学商品陳列館

早稲田大学會津博士記念東洋美術館陳列室

報徳博物館

横須賀市自然博物館・人文博物館

横浜美術館

新潟市郷土資料館

富山市郷土博物館

石とヒトの来た道—石器作りの材料をもとめて—、石器石材—北関東の原石とその流通を中心として—予稿集、岩宿時代通信「Origin」№13

群馬県立歴史博物館所蔵資料目録 美術工芸—II・歴史II・自然II、群馬県立歴史博物館要覧、天明の浅間焼け、博物館だより№59・60

群馬の森№80～83

調査研究報告第8号

博物館だより第90号

遠山記念館だより第8、9号

川村学園女子大学研究紀要第6巻第1号、2号、巻第4・5号

千葉県立中央博物館研究報告—人文科学—第4巻第1号

江戸東京たてもの園だより第5・6号

要覧1995、博物館ニュース第9～11号

放送博物館だより№40

博物館実習報告第11号

芸術倶楽部 Vol.9～11、1995年版現代美術全集

博物館学紀要第19輯

泰山荘—松浦武四郎の一層敷の世界、湯浅八郎記念館館報№12、刺子とこぎん、冬の国—ムンクとノルウェー絵画、1974年—パリ〔第1回印象派展〕とその時代、「宗教改革時代のドイツ木版画」展、聖なるかたち—後期ゴシックの木彫と板絵、研究報告書「ルーベンスと工房」、バーンズ・コレクション展、年報 Nos. 25—26

BULLETIN OF THE ANCIENT ORIENT MUSEUM VOL. XV

MUSEOLOGY 第14号

水の夢幻—その新しき表現

上智史学第40号

白梅学園短期大学紀要№31

大正大学研究紀要第80輯

館蔵資料目録シュヴァイツァー関係資料、博物館ニュース№7・8

季刊ミュージアム・データ№27～31

MECCJ（メックジェイ）№4

帝京史学第10号

博物館ニュース第575～585号

農業資料室展示案内№18

八王子市郷土資料館年報平成5年度、6年度、戦争と人びとの暮らし、八王子の歴史と文化第6・7号、資料館だより№54

瀬沼三左衛門日記二（郷土資料館シリーズ第34号—王子郷土資料館編）

美術館教育研究 Vol.6 №1・№3

博物館だより第8号、西洋服飾の流れ1715—1920

1994 学芸員課程報告 第6号

紀要第1・2・6号、年報8・10号

明治大学刑事博物館年報26

日本考古学50年の足跡、館報№10

明大商品陳列館報 第19号

豊道春海書法図録、會津八一墨蹟図録、日本古鐘銘拓本目録

館報第1～4、6～8号

研究報告（自然科学）第42号、（人文科学）第39号、資料集第20号、館報№42

子どものアトリエニュース「ピコラマガジン」№21

郷土資料館通信第79・80号

富山市郷土博物館史資料集七（杉野家文書目録）、描かれた近世富山展、加越能のやきもの展、博物館だより平成6年度

平成6・7年資料利用状況

- ・平成6年10月17日から12月2日まで
「石人・石馬……里帰り展……」
八女市 岩戸山歴史資料館へ
 - ・円体石人頭部（重要美術品） 1点
 - ・石鞆上半部（重要美術品） 1点
- ・平成6年10月12日から11月23日まで
「古墳時代の甲冑」展
山梨県考古博物館へ
 - ・挂甲復元資料 1点
- ・平成7年1月27日～2月10日まで
「石の形古墳と甲冑武人―袋井の5世紀から6世紀の古墳をさぐる」展へ
静岡県
袋井市教育委員会へ
 - ・衝角付冑 1点
 - ・横矧板鋌留短甲 1点
 - ・小札・部品等 一式
- ・平成7年1月24日
『羽曳野市史』第3巻（考古編）
陶棺写真（羽曳野市駒ヶ谷出土） 1点
- ・平成7年7月20日
「音の考古学―音具と鳴器の世界」展へ
茨城県立歴史館へ
 - ・三環鈴 1点
 - ・筒形銅器 2点
 - ・五鈴杵葉 1点
 - ・鈴釧 1点
 - ・鈴付須恵器 1点

編集後記

第32号をお届け致します。原稿をお寄せ下さいました諸先生方に感謝申し上げます。

平成6年4月博物館として一般公開以来満2年が経過いたしました。博物館規程及び細則に従って活動がなされており、教育研究と開かれた大学として社会教育にも寄与し、成果もあがっております。主な恒例の行事として4月の「校友会スプリングフェスティバル」5月の「教育後援会総会」における父母への公開、7月の「受験生サマーキャンパス」そして「考古学入門講座」参加者への公開、さらに新入学生のクラス単位の見学などには多数の見学者があります。春の企画展として「金石文拓本展」を開催しました。毎年所蔵拓本資料を表装し、完了したものについて展示を

行なってきましたが、今回は「梵鐘資料拓本展」で最古の銘文のある京都妙心寺鐘をはじめ34点を展示しました。これは『博物館紀要』創刊号に内容を解説しております。平成8年度春季企画展として総合図書館の協力を得て「内藤湖南展」を計画し準備を進めています。4月7日より5月19日迄展示予定です。表紙の資料は「鉢形縄文土器」で正6年（1917）10月、大阪府藤井寺市国府遺跡より発掘調査で出土したものです。人骨の胸上にあつたもので、口縁部が波状になり、鉢部の上部に5条のC字爪形文が、下半に羽状縄文が施されています。縄文時代前期北白川下層式Ⅱ式の形式で重要文化財に指定されています。

〔角田芳昭〕

関西大学博物館彙報 No.32 平成8年3月30日 発行
関西大学博物館 編集
ナニワ印刷㈱ 印刷